

一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合は、
「土壌汚染対策法第4条」
「県民の生活環境の保全等に関する条例第39条の2」
に基づく届出をする必要があります。

(1) 届出の対象

- ① 有害物質を現に使用している事業場で、900 m²以上の土地の形質変更を実施する場合(操業中に建屋を新築、改築、解体をする場合等)
- ※土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認を受けている土地が対象になる場合は、上記土壌汚染対策法第4条と県民の生活環境の保全等に関する条例第39条の2の届出は不要ですが、代わりに土壌汚染対策法第3条の届出が必要になります。
- ② ①以外で、3,000 m²以上の土地の形質の変更を実施する場合

ただし、①、②共に、次のいずれかに該当する場合は、届出は**不要**です。

- ・ 土壌の搬出がない、盛土のみである、掘削深度が50cm未満である、の3点を満たすとき(基礎の杭抜きや杭打ち、砂利の採取は掘削に含まれます)
- ・ 農業を営むために通常行われる行為
- ・ 林業の用に供する作業路網の整備
- ・ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

(2) 届出時期

- ・ 土壌汚染対策法の届出
土地の形質変更に着手する30日前までに届出が必要です。
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例の届出
土地の形質変更に着手する前までに届出が必要です。

(3) 添付書類

①法の届出には以下のものがが必要です

- ・位置図
- ・平面図、立面図、断面図（切土、盛土の場所と深度が分かるもの）
- ・土地の登記事項証明書、公図（届出者と土地所有者が同一の場合は不要）

なお、相続・売買等により登記事項証明書上の土地の所有者と実際の土地の所有者が異なっている場合は、あわせて以下のいずれかのものの添付をお願いします。

- (ア) 固定資産税の支払いを証明する書類の写し
- (イ) 相続人であることを証する戸籍謄本及び住民票の写し
- (ウ) 売買契約書の写し

②条例の届出には以下のものがが必要です

- ・位置図
- ・航空写真等

土地の利用状況を客観的に判断する資料として、過去の航空写真、都市計画図又は住宅地図を10年に一枚程度を目安に添付して下さい。概ね1945年頃まで遡る必要がありますが、1945年時点での土地利用状況によってはそれ以上の添付及び地歴調査が必要な場合もあります。

- ・土地の登記事項証明書、公図
- ・地歴調査書

届出対象地の現在に至るまでの土地の使用履歴の調査を行い、その任意の様式でまとめて下さい。下記は一例です。

例1 (有害物質の取扱い履歴が有る場合)

住宅地図を確認すると、1970年以前は畑として活用されていた。

1970年から1985年までは〇〇工業が操業していた。当時の関係者にヒアリングを実施したところ、〇〇工業は金属加工を行っており、有害物質の使用は無かった。

1985年に〇〇工業が廃業した後は△△染色が操業していた。水質汚濁防止法の届出書の控えを確認したところ、△△染色では1990年までクロム染色を行っており有害物質である六価クロム化合物の使用が認められる。

△△染色は2000年に廃業し建屋はそのまま空き工場となっていたが、2005年に解体され現在までアスファルト舗装の駐車場として活用されている。

例2 (有害物質の取扱い履歴が無い場合)

住宅地図を確認すると、1940年代から農地としてのみ利用されていた。土地所有者にも確認したところ、耕作地としての利用のみであり有害物質の使用履歴は無かった。

(4) 土壌調査

地歴調査の結果、有害物質の取扱いの履歴が確認された旨の届出があった場合と、市が実施した地歴調査で有害物質の使用履歴が認められた場合は、取扱いのあった有害物質について、市から土壌調査の命令が発出されます。また、予め土壌調査を実施し、その結果を届出と同時に報告する事も出来ます。

なお、土壌調査は指定調査機関が実施したものでなければ有効と認められませんのでご注意ください。

特定有害物質の種類と基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定 有害物質 (揮発性有機 化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	-	0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	-	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	-	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	-	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	-	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	-	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	-	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	-	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	-	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	-	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	-	0.01 以下	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	-	0.01 以下	0.1 以下
	第二種特定 有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45以下	0.003 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250以下	0.05 以下	1.5 以下
シアン化合物		検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1.0 以下
水銀及びその化合物		水銀が0.0005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15以下	水銀が0.0005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	水銀が0.005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01 以下	150以下	0.01 以下	0.3 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150以下	0.01 以下	0.3 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150以下	0.01 以下	0.3 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4000以下	0.8 以下	24 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4000以下	1 以下	30 以下	
第三種特定 有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	-	0.003 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	-	0.02 以下	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	-	0.006 以下	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	-	検出されないこと	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	-	検出されないこと	1以下



問い合わせ先

一宮市環境部環境保全課

愛知県一宮市奥町字六丁山 8 番地 一宮市衛生処理場

TEL (0586) 45-7185

E-mail: kankyohozen@city.ichinomiya.lg.jp